

## 越境E C導入支援実施業務 仕様書

### 1 委託業務名

令和7年度 経商産振委第20号 越境E C導入支援実施業務

### 2 委託事業の目的

国内市場の縮小等に伴い海外販路開拓に取り組む事業者は、昨今の原材料費や物流費高騰等に直面している。他方で、コロナ禍において市場が急拡大した国際的な電子商取引（以下、越境E Cという）は、今後も世界的な市場の成長が見込まれており、事業者の関心も高くなっている。

本業務においては、こうした課題に直面している市内中小事業者に対して、専門家によるフォローアップのもと、越境E Cを活用したテストマーケティングに基づく海外事業の取組を支援し、販路拡大を促進する。なお、業務の実施にあたっては、幅広い業種かつ様々な規模の事業者の特性を活かした販促支援に取り組むとともに、初めて海外展開に取り組む事業者に対してもニーズを踏まえた支援をして、市内中小事業者の海外展開手法の裾野を拡大することを目標とする。

### 3 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月13日まで

### 4 支援対象者

（1）8社程度

（2）支援対象となる事業者（以下「事業者」という。）は次の条件をすべて満たす者であること。

① 静岡市内に事業所を有している中小事業者（以下の表に該当する者）であり、みなし大企業でないこと。

※1 みなし大企業とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を、大企業が所有している者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

② 商品を自ら企画・製造（製造のみ外部委託も可）し、自社商品として販売していること。

（3）想定される商品

自社で製造販売する自社製品（製造のみ外部委託も可）。詳細は委託者と協議の上、決定すること。

（例）食品（生鮮食品・加工食品で賞味期限が短いものを除く）、コスメ・美容品、工業製品、日用雑貨、アウトドア用品、スポーツ用品等

### 5 業務内容

（1）越境E Cセミナー開催業務

下記の内容のセミナー及び説明会を開催する。対面、オンライン、ハイブリッド等形式は問わない。

会場の確保が必要な場合は、受託者が費用面も含めて手配する。

- ① 輸出に関する手続きや規制など、越境ECでの取引に必要な基礎情報について
- ② 中小事業者が越境ECを使った好事例
- ③ 越境ECを利用する際の注意点
- ④ 事業の流れ、募集について

## (2) 事業者募集及び選定業務

### ① 募集について

ア 募集案内については委託者と協議のうえ、受託者にて作成する。

イ チラシ、HP、SNS等にて広く募集すること。

ウ 応募者からの各種問合せ対応、申込の受付、ヒアリングに係る応募者及び関係者間の日程調整など、募集に係る事務局業務を担うこと。

### ② 事前ヒアリング

ア 応募者に対して、事前にヒアリングする。

イ 事前ヒアリング事においては応募者の疑問等に対して説明し、応募者の越境ECの知識向上に努めること。

### ③ 選定業務

応募が定数を上回る場合、選考及び委託者と協議の上事業者を決定する。また選考する場合は点数制の評価とし、選定後に委託者に結果を提出すること。

## (3) 越境EC専門家による事前面談

(2) で決定した事業者と面談し、個別に本事業について説明するほか、販売条件、費用負担など越境ECモール出品に関係する条件を書面にて、事業者に提出する。

## (4) 越境ECモール出品代行支援業務

事業者8者に対し、下記の通り出品代行支援をする。

### ① 既存越境ECモール内に出品ページを開設する。

下記の対象国・地域で閲覧できる越境ECモール内において、事業者が製造販売する自社製品を販売する特設サイトを開設する。

### ② 対象国・地域：アメリカ合衆国とする。

なお(6)のショールームプロモーションイベントの開催国・地域を含むこと。

### ③ サイト内の表示言語

英語

### ④ 出品期間

令和7年7月から令和8年2月までの間の8月間

### ⑤ 商品数

24品(1社3品)

### ⑥ 留意事項

#### 越境 E C モールの選定について

- ・ 自社の越境 E C モール内に特設サイトを開設すること。
- ・ 自社の越境 E C モール内の特設サイトに加えて、他社の越境 E C モール又は越境 E C モール外に特設サイトを開設することについて、次の条件のもと認める。
  - ア 自社の越境 E C モール内の特設サイトの商品ページと追加で設けた特設サイトを必ずリンクさせること。
  - イ 効果的な販促活動と一定の売上が見込め、安全かつ確実な方法で販売代金の回収が可能であること。
  - ウ 越境 E C モール内の特設サイトへ効果的に呼び込むプロモーション策を提案すること。
  - エ 委託者と事前に協議すること。

#### (5) モールの販売管理

- ① 販売形式は、委託販売形式とする。委託販売に必要な取り決め事項について、事業者と受託者が協議の上、契約を締結すること。また、掲載内容・経過の概要を委託者へ報告すること。
- ② 事業者は、商品を国内指定倉庫に在庫又は受注時に納品するものとする。倉庫までの商品発送、及び掲載期間終了後の倉庫から事業者までの返送に係る費用は事業者負担とする。
- ③ 発送にあたっては日本国内及び配送先の地域に則した法令を遵守するほか、受託者が、税関手続きやその他発送に必要な手続きをすること。
- ④ 事業者との協議によって決められた内容に基づき、適切に事業者へ販売代金の入金処理をすること。
- ⑤ モール利用者からの問い合わせ窓口を設置すること。
- ⑥ 受託者は、本事業における業務の中で、事業者や特設サイトの利用者から出品料等を徴取する場合は、事前に受託者と協議の上、決定すること。
- ⑦ 受託者は、令和 8 年 3 月 13 日までに一連の取引が終了するよう、掲載商品の販売終了日を設定すること。

#### (6) 海外でのショールームプロモーション

- ① 内容 取り扱う商品の販売促進の一環として、海外にて 1 カ月程度ショールームプロモーションをすること。またプロモーション時に顧客にアンケート調査をすること。
- ② 国・地域 アメリカ合衆国
- ③ 時期 令和 7 年 10 月から 12 月までの期間において 1 か月間
- ④ 商品数 24 品（5（4）⑤と同一商品であること）
- ⑤ 詳細 ショールームにて 5（4）⑤の商品を展示し、越境 E C での購入につなげる。
- ⑥ 実施形式
  - ア 越境 E C を活用したショールームストア形式を基本とする。
  - イ 買取形式が可能な場合は、即売会形式とすることも可。
  - ウ ショールームストアで商品と紐づけする越境 E C サイトは、本事業で開設した越境 E C モールとする。

- エ 事業者は、展示品やサンプル品を国内指定倉庫に納品するものとする。倉庫までの商品発送に係る費用は事業者負担とする。即売会形式の場合もこれに準ずる。
- オ ショールームプロモーション終了後は、受託者の責任により商品を事業者に返却することとする。この場合において、イベント終了後の国内指定倉庫から出品企業までの商品発送に係る費用は事業者負担とする。
- カ 即売会形式の場合、買い取りは円決済とする。その他、必要な取り決め事項について、事業者と受託者が協議し契約締結の上、出品し、掲載内容・経過の概要を委託者へ報告すること。
- キ イベントの詳細は、事業者の募集状況によって、委託者と協議の上、確定するものとする。

#### (7) 伴走支援

- ① 出品商品に関するアドバイスや顧客からの問い合わせ対応等について、越境E C 専門家により随時助言する。
- ② 出品期間中の3か月に1回、事業者に対し、販売状況の報告及びモールのアクセス分析結果等のフィードバックをする。
- ③ 事業者の適切な商品ページの構築、より適した商品への出品替え、効果的なSNS発信等の、売上増加に向けた取組について助言する。

### 6 完了報告書の提出

受託者は、委託者が指定する書式を用いて定める業務完了報告書を作成し、電子媒体にて、業務完了後速やかに委託者に報告すること。

### 7 疑義等

業務の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者等と密に連携し進めるものとする。  
なお、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。

### 8 留意事項

- (1) 本業務の実施に際し、成果等の達成に向け、効率的な業務遂行を図るとともに、委託者と十分な連絡調整をして、円滑な実施を図るものとする。
- (2) 本業務の実施に基づくデータ及び成果品等に係る知的財産は、第三者に属する権利や事業者情報漏洩等の問題が生じないことを前提に、委託者が利用できるものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、必要な一切の経費は当初の契約金額に含むものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり、各国の輸出規制を遵守して実施すること。なお、それらに反した場合、受託者が一切の責任において処理するものとする。
- (5) 本業務の実施にあたり、使用素材を必要に応じて加工修正をする場合にあっては、必ず管理元に対し、加工修正後の状態での許諾を取った上で使用すること。また、第三者が権利を有する著作物（以

下「既存著作物等」が含まれる場合には、既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを受託者がするものとし、当該許諾、使用等にあたり発生する費用は当初の金額に含むものとする。なお、万が一、著作権関係の紛争が生じた場合は、受託者が一切の責任において処理するものとする。

- (6) 本人の承諾を得ることのできない人物画像等については、識別が不可能な程度に修正すること。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責を負うものとする。
- (7) 本業務の実施に際し、重大な瑕疵があった場合には、原因者において、必要な措置を講じること。このため、受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。
- (8) 受託者は各業務の各段階において必要に応じて委託者と協議すること。
- (9) 本業務の実施に際し、委託者の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、委託者は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (10) 本業務において商材等に関するトラブルがあった際は、事業者及び受託者が責任を持って対処すること。